

平成17年度
文部科学省「先導的大学改革推進委託」

履修証明の在り方に関する調査研究
《概要報告》

東北大学高等教育開発推進センター高等教育開発部
2006/06/21

はじめに

本調査研究を実施するにあたり、東北大学高等教育開発推進センターでは高等教育開発部を中心にチームを組織し、委託を受けた平成17年10月から約半年にわたり、国内及び国外の調査研究を実施した。この間、専門家の説明や講義を受け、国内外の大学のカタログ検索などの準備を経て、国内については国公立の全大学に対する悉皆アンケート調査を実施し、国外についてはアメリカ合衆国と英国に調査団を派遣し、現地調査を行った。

報告書ではこれらの調査をまとめ、分析するとともに、今後の我が国の履修証明の在り方について若干の考察を加えたところである。本レポートではその概要を紹介する。

1. アメリカ合衆国におけるcertificate（履修証明）プログラム

1. 高等教育制度

(1) 高等教育機関の種類と性格

- ・ 総合大学、リベラルアーツ・カレッジ、専門大学、短期大学。多様な種類と性格。

(2) 学位制度

- ・ 第一学位である学士（Bachelor）、上級学位である修士（Master）及び博士（Doctor）。に大別。上級学位には学問研究に重点を置く学位（Ph.D.等）と職業学位がある。

2. certificateプログラム

(1) certificateプログラムの定義

- ・ 学位とは別に、特定領域の知識、能力を取得するためのまとまったパッケージとしての科目群を履修するプログラムであり、修了が「証書」などの形式で証明される。

「専門的な知識や情報の領域に焦点を当て、大学の教員または教員が承認した専門集団が開設し、管理し、評価する、連続した、繰り返されるまたはまとまった科目群や隣接する授業時間」（Petersons' Guide to Certificate Programs at American Colleges and Universities.1988）

(2) 導入時期と背景

- ・ 遅くとも1980年代半ばには普及し始めたものと推測。
- ・ 就職、転職あるいは昇進・昇級、職業上の免許更新などのために一定の能力証明

の必要。企業等の雇用者もこれを評価、採用の参考に。

- ・こうした学習需要の背景のほか、学位取得課程に比較して
 - ・履修期間が短い
 - ・その分経費が安くつくという利点。

(3) certificateプログラムの実態

- ・ certificateプログラムはすべての種類の機関でも提供。プログラムの種類・内容は極めて多様。CGS (Council of Graduate Schools)調査 (2004) では加盟大学の4分の3が提供。
- ・ 大学院レベルでは教育, 保健, 社会科学, 自然科学の順。IT分野も。
- ・ 学部, 継続教育部, 社会開放部 (extension) などが提供。
- ・ 入学要件, 選抜の有無も大学, プログラムによって多様。
- ・ 大学院レベルの典型的な修了要件は15単位 (週1時間×1学期15週=1単位) (CGS)
- ・ 取得単位が学位取得課程の単位として認定されるか否かはプログラムによる。
- ・ キャンパス内での対面式の授業のほか, 一部にオンラインその他の遠隔授業形式も。
- ・ 修了者には, プログラムの名称と提供者を記した一枚の証書が授与。

(4) certificateプログラムを巡る問題

- ・ 受講する学生のプロフィールも多様。当該・他大学の学生, 企業の若手, 中堅等。
- ・ 受講動機は, おおむね職業上の必要から。
- ・ 雇用者側はcertificateプログラムをおおむね肯定的な評価。大学のブランド力も影響。
 - ・ 学位ほど評価はされないが, 特定職業分野の能力証明になっている (UCEA. University Continuing Education Association)
 - ・ 学位より労働市場への対応の柔軟性があり, 価値を高めつつある (CGS)
- ・ 設置管理は大学ごと。州やア Krediteーション機関の関与は少ない。

(5) certificateプログラムの特性と課題

- ・ 多様性と柔軟性
- ・ 職業志向
- ・ 企業との連携
- ・ 総合大学の取り組み姿勢 (学位だけで十分とする伝統大学も存在)
- ・ 大学・大学院の構造的変化 (学位中心の課程構造から多様化・柔軟化へ)
- ・ 質の保証への課題 (困難な評価システムの構築)

(6) 考察 (我が国との比較から)

- ・ 雇用慣行: certificateプログラムの普及は, アメリカ社会の雇用慣行と密接に関係。教員免許状更新制度も影響。我が国の雇用慣行の欧米化, 教員免許更新制による可能性。
- ・ 大学の開放性: パートタイムなどの柔軟な就学形態, 市民を対象にした成人継続教育の広がりもcertificateプログラムの背景の一つ。我が国の大学はまだ途上。
- ・ 大学の学習需要への感性: 学生, 社会のcertificateプログラム需要への迅速な対応。我が国の大学もダイナミックな経営戦略を。

- ・ 質の保証：アメリカでも大きな課題。設置認可制度は多様性・柔軟性を特色とするcertificateプログラムにはなじまない。いかに評価制度を構築するか。

II. 英国におけるcertificate（履修証明）プログラム

1. 高等教育制度

- ・ 大学の一元化（ポリテクニクや一部高等教育カレッジの大学昇格）
- ・ 学位は、学士（優等学位）－修士－博士の3段階。

2. certificateプログラム

(1) certificateの位置づけ

- ・ 伝統的には大学ごとに多様な種類・名称の学位，資格が授与。certificateもその一つで，1年程度の課程修了者に授与。学士号未満と大学院レベル（教員，福祉など）の2種類。ただし学士号未満が主。
- ・ QAA（高等教育品質保証機構）による学位・資格の種類とレベルを整理したモデル提示 →certificateを学位・資格構造の基礎レベルに位置づけ

(2) certificateの取得

- ・ 単独のプログラムとして開設されている場合は，プログラム修了によって取得（伝統的なcertificateプログラム）。
- ・ 伝統的な試験による学位授与制度に代わり，単位制・モジュール制が普及。certificateは基礎資格として学位取得プログラムにおける120ポイント取得者に授与（フルタイム1年間の履修に相当。1ポイント＝講義を含む10時間の学習）。全国共通のCAT（Credit Accumulation & Transfer Scheme）にリンクし，他機関への単位移転も。

(3) certificateプログラムの実態

- ・ QAAの学位・資格構造をモデルとしながら，実際には大学ごとに種類，レベルの極めて多様なcertificateが授与されている。

(4) 英国のcertificateプログラムの特徴

- ・ ①伝統的certificateプログラムと②新しい学位・資格構造における基礎レベルとしてのcertificateの2本立てを基本として，大学ごとに多様な実態。
- ・ ②については，単位・モジュール制，単位互換制度の導入普及が前提。←学年制・試験による伝統的な履修制度への批判（途中までの履修証明がない）←国際化（ヨーロッパ高等教育圏）・生涯学習社会への対応

III. 我が国の大学（学部・大学院）・短期大学における履修証明制度

1. 「履修証明」の概念定義

1. 副専攻，コース，プログラム等の名称の下に大学等が提供する科目で構成され，学位取得課程と比較すると相対的にサイズの小さい科目パッケージの形をとる。
2. 履修することが，特定の知識，職能，技能等の一定のまとまりのあるコンピテンスの形成と対応しており，その意味での完結性を備えている。

3. 学位取得要件や学外の諸機関が認定する免許・資格の取得要件と直結してはいない。
 4. 履修資格は正規学生に限定されない。
 5. 履修したことの社会的通用性は、科目パッケージの提供元である個々の大学等の社会的威信や履修者に対する社会的評価によって担保される。
- ・ 図1は上記の内容をベン図によって視覚化したものである。集合の要素は、我が国の高等教育及びそれ以降の生涯学習において提供されている授業科目である。それらを下記の4変数を適用して8の部分集合に区分してある。図中の1～8はそれらの部分集合に付した番号である。表1に、それらの変数の適用と部分集合の関係を一覧表の形で示す。領域2と領域5が本調査の標的事象である。

【領域の区分に使用した変数】

変数1：大学等が提供する科目であるか否か。

変数2：学位取得要件を構成する科目であるか否か。

変数3：副専攻，コース，プログラム等，完結性を有するパッケージを構成する科目であるか否か。

変数4：免許・資格の取得や任用の要件を構成する科目であるか否か。

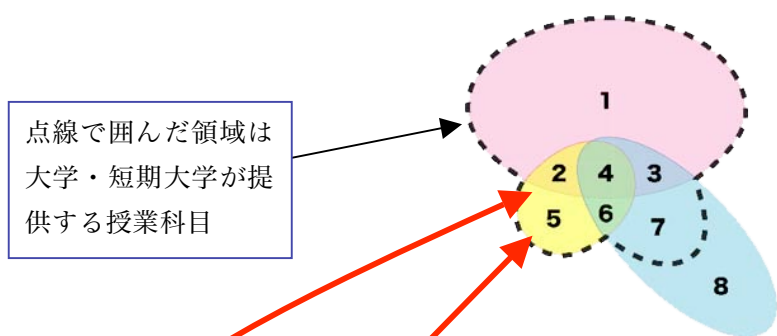


図1 科目の集合区分

表1 科目区分に基づく履修証明の領域定義

領域 \ 変数	変数1：大学等が提供する科目か	変数2：学位取得要件を構成する科目か	変数3：副専攻等のパッケージを構成する科目か	変数4：免許・資格の取得要件を構成する科目か
領域1	○	○	-	-
領域2	○	○	○	-
領域3	○	○	-	○
領域4	○	○	○	○
領域5	○	-	○	-
領域6	○	-	○	○
領域7	○	-	-	○
領域8	-	-	-	○

○は該当することを，—は該当しないことを表す。

- ・ 概念定義を反映し、領域2と領域5を検出するための具体的質問項目を盛り込んだ調査票を作成し、それを用いて全国の大学（学部・大学院）並びに短期大学を対象に実情を調査することとした。

2. 調査方法

- ・ **【調査票】** 予備調査の結果を踏まえ、次の9項目を盛り込んだ調査票を作成した。
1)導入している履修証明制度の名称、2)関連する専門分野、3)設定されている科目数、4)設定されている単位数、5)履修資格、6)卒業単位への算入、7)履修証明の表示方法、8)正規学生が履修する場合の経費負担、9)導入年月
- ・ **【調査対象】** 国公立の大学学部を対象として703大学、同じく大学院研究科を対象として580大学、同じく短期大学を対象として419短期大学、計1,702大学・短期大学（延べ数）（通信制を除く）に対して調査票を発送した。
- ・ **【回答状況】** 全体の機関ベースでの回答数は1,011大学・短期大学で、回収率は59.4%であった。そのうち履修証明制度を導入している旨の回答があったのは111大学・短期大学（11%）であった。把握できた履修証明の具体的事例数は816件であった。履修証明制度を導入していない旨の回答は900大学・短期大学から得られた（89%）。

3. 結果

- ・ **【履修証明制度の名称】** 課程、講座、コース、副専攻、副学科、プログラム、ユニット、フィールド等、さまざまな名称の下で履修証明制度が導入されていることが明らかとなった。
- ・ **【関連する専門分野】** 大学学部については366、大学院については93、短期大学については28の関連専門分野名への言及があった。それらの内容構成の特徴としては、大学院では専門性の強い学問分野名への言及が多く、短期大学では職能・スキル系の分野名への言及が多いことがあげられる。大学学部については、その中間といったところであった。
- ・ **【設定科目数・単位数】** 明確な傾向は見出されなかった。
- ・ **【履修資格】** 本調査で把握された816事例の履修証明については、ほぼ全数（99.0%）において正規学生に履修資格が与えられており、科目等履修生、卒業生、一般社会人に対して履修資格を認めている事例は、2%～3%台と極めて少なかった。その他は、「協定校在学中の外国人留学生」、「短期留学生」、「特別聴講学生」、「中学・高校の教員」等の履修制限に加えて、正規学生の所属学部によるさまざまな限定に関するものであった（5.3%）。
- ・ **【卒業単位への算入】** 今回把握された履修証明については、その大半が卒業単位への算入が可能な領域2のタイプであった（機関ベースで78.4%、該当事例ベースで81.9%）。この結果は、回答のあった履修証明の大半が、卒業に必要な科目の中の選択科目をパッケージ化して構成されていることを示すものである。取得単位が卒業単位に算入できない領域5のタイプ、すなわち卒業単位や資格関連の単位とは別枠で、科目パッケージそれ自体の効用を履修の誘因とする履修証明制度は、機関ベースで14.4%、該当事例ベースで6.5%であり、「場合による」という回答と合わせると20%程度であった（機関ベースで21.6%、該当事例ベースで18.1%）。

- ・ **【履修証明の表示方法】** 該当例の53.4%で独自の履修証明書が発行されており、成績証明書や学位記に記載する方法がそれに続く（それぞれ38.0%，7.8%）。
- ・ **【正規学生が履修する場合の経費負担】** 正規学生が履修証明の科目パッケージを履修する際の経費負担は、該当事例816のうち751において「年間の授業料を含む」であった（92.0%）。「別途徴収」（2.3%）及び「その他」（1.6%）の内訳は、ほとんどが実習関係の実費を追加徴収するというものであったが、「副専攻登録料」と「履修認定証発行手数料」を合わせて5万円程度徴収するという例もあった。
- ・ **【導入年月】** 把握した該当事例（816例）の導入年度の分布では、累積%が10%を超えるのが平成8（1996）年度，20%を超えるのが平成11（1999）年度，50%を超えるのが平成平成15（2003）年度であった。なお2006年度に導入予定が2.7%あった。

4. おわりに

- ・ **【低い普及率】** 今回の調査によって把握された履修証明の導入の割合は、機関ベースで11.0%（111大学・短期大学）であり、一般化しているとは言えない。しかし、学校種別・設置区分別に見るとかなり分布の偏りがある。例えば国立大学の学部については30.4%，私立の学部については19.4%において導入が進んでいる一方で、公立の大学・短期大学，私立の大学院・短期大学では数%において導入されているに過ぎない。
- ・ **【機関規模の影響】** 機関の構成で見ると、履修証明が導入されているのは中規模総合大学以上のケースが多く、小規模な大学・短期大学や医学，歯学，薬学，法科大学院等の特定の専門職業人養成に特化した単科大学などではほとんど導入されていない。さらに、該当事例数（履修証明のプログラム数）で見ると、導入していると回答した111大学・短期大学の80.2%（89機関）が10プログラム以下の設定であり、選択の幅はかなり限定的である。それ以上の数のプログラムを設定しているのは、一部の地方国立大学の学部，旧帝大系の大学院，そして首都圏・名古屋地区・京阪地区の大規模私立大学に限られている。ちなみに最も多くのプログラムを設定していたのは首都圏の大規模私立大学で，88のプログラムが示された。
- ・ **【多彩なバリエーション】** 関連領域は極めて多岐にわたる。あるものは学問分野の名称と関連づけられ，またあるものでは何らかの職能・スキルとの関連づけがなされている。現状では履修証明プログラムの設定に関する規制が存在しないこともあり，各大学・短大が，学位取得課程の一部モジュール化という方向で，かなり自由にプログラムを設計・実施している様子が窺える。その結果として，プログラムの大きさ（科目数・単位数），付される名称，履修条件（学年配当，履修のシーケンスなど），修了に要する時間などはさまざまである。こうした多様性は，一面では社会の側の学習ニーズを反映した結果でもあり，高等教育サービスの需給マッチングを高めるものと考えられる一方で，履修証明制度が今後普及していく上では，将来的に履修者層の中心を占めると想定される一般社会人の履修見込者にとって，プログラムの内容把握や，履修することの効用の見極めが難

しくなるという問題も内包しているように思われる。

- ・ **【職業志向性】** アメリカ合衆国におけるcertificateプログラムの特徴として、労働市場と直結した職業志向性の強さが指摘されているが、我が国の履修証明プログラムについて、そうした強い連動関係は窺えなかった。確かに一定の職能・スキルとの関連づけを連想させるプログラム例は多数見出されたが、そのほとんどは先に述べたように、卒業に必要な選択必修科目群を履修証明プログラムとして編成したものであり、実務水準への到達ということよりは基礎的勉学の一環という位置づけのものが多いうように思われる。
- ・ **【学位取得課程・資格取得課程との関係】** 履修証明プログラムは一定の完結性を持った科目パッケージ（モジュール）を構成するように作られるので、そのことがカリキュラムのメンテナンスを容易にするように作用し、さらに一層カリキュラム全体のモジュール化を進行させるという性質を持つ。また、アメリカ合衆国の現状のように、そうしたモジュール単位の教育サービスへの社会的な学習需要が強まる可能性も否定できない。つまり、フルセットの学位取得課程ではなく、職業上の要請等、個々の履修者の事情に合わせたモジュール単位で履修することへのニーズが強まるであろうという予想である。これら2つの要因が作用し合うことで、将来的にカリキュラム全体のモジュール化が大きく進行する可能性がある。その段階で学位取得課程、資格取得課程そして履修証明プログラムの相互関係がどのような姿を呈するかについては、アメリカ合衆国におけるcertificateプログラム普及の影響についての知見が一定の示唆を与えてくれるように思われる。
- ・ **【質の保証の問題】** この調査で把握された816の履修証明プログラム中、668プログラム（81.9%）が領域2型であり、卒業単位に算入されない領域5型のプログラムは53プログラム（6.5%）に過ぎない。これは、現状では大多数の履修証明プログラムが学位取得課程の一部を構成するように設計され運営されているということであり、それらのプログラムの質保証もその大学・短期大学が提供する学位取得課程と一体のものとしてなされていると言える。問題は、学位取得課程とは別枠で提供される領域5型の履修証明プログラムの質保証の仕組みである。現状では、質の保証をシステマティックに実施する制度的枠組みは存在せず、個々の機関がさまざまな保証・担保の方法を工夫しつつプログラムを設計・提供しているということであろう。例えば、語学教育のアウトプット水準が高いことで社会的に認知されている大学が、独自に翻訳・通訳の履修証明プログラムを設定し、その履修者に大学独自の履修証明を発行することで社会的通用性を担保するといったものなどである。これは、別の言い方をすれば、何らかの分野で独自のブランド力を持たない大学・短期大学では、領域5型の履修証明プログラムは成立にくいということでもあろう。
- ・ **【履修証明制度導入を促進するための条件整備】** 学位取得課程との積極的併存をはかりつつ、履修証明プログラム数の拡大を図るためには、学位取得課程カリキュラムのモジュール化による領域2型の履修証明プログラムの導入を進め、必ずしも学位を目指すわけではない「長期履修学生（パートタイム学生）制度」の需要動向に合わせて履修資格の範囲を拡大しつつ、領域5型の履修証明プログラム

を充実させていくという基本的方向性が考えられる。そのような展開を誘導するためには、例えば企業や地方自治体等と連携して、履修証明プログラムの履修が職員研修の一環となるようなシステムを創設することや、学位をモジュール履修の累積によって取得できるような制度の整備が望まれる。提供側の大学・短大の側についても、今後は積極的に社会的学習需要の掘り起こしに努め、それに合わせる形で履修資格の柔軟化を図り、フルタイムの正規学生以外にも履修証明プログラムの履修を認めていくことが必要である。また、各大学・短期大学が単独で学位取得課程以外に多様な履修証明プログラムを提供できるためには、実態的にある程度以上の規模が必要であることを指摘したところであるが、小規模な大学・短期大学が充実した履修証明プログラムを導入できるためには、相互共同の枠組みを作ることでそうしたスケール要件を満足し、その枠組みの中で各機関の提供科目を組み合わせてプログラムを準備できるような道具立てが必要である。これは、例えば現行の単位互換コンソーシアムなどの枠組みを拡張し、履修証明プログラムを調整・運営する大学共同のエクステンション・センターといった機能を付加することでも、ある程度対応可能となるのではないだろうか。なお、e-learningの普及状況によっては、そうした学習手段を組み込んで履修証明プログラムを設計することが重要となる。それは、特に、上記のような複数機関共同のコンソーシアムの形で履修証明プログラムを設計・運営する際に、地域性の制約をクリアする方法として有望であろう。

- ・ **【質保証の仕組みの整備】** 履修証明制度が今後健全に普及・発展するためには、併存する学位取得課程、資格取得課程、開放講座等、大学・短期大学が提供する他の教育サービスとの整合性のある質保証の仕組みが一体として整えられなければならない。実際には、履修証明プログラムの多様性を考慮するならば、そのような質保証の仕組みは単一のものではなく、履修証明プログラムの内容や関連分野・領域に対応した複数の方法に依らざるを得ないであろう。最終的には、個々の履修証明プログラムのアウトプットに対する社会的評価が基準変数となることは間違いないが、例えば次のような枠組みの選択肢の組み合わせが考えられよう。

- (1) 履修証明プログラムに対する新たな公的認可制度
- (2) 履修証明プログラムを提供する機関独自の点検評価システム
- (3) そうした機関で構成される団体による相互認証評価システム

この問題については、高等教育機関を取り巻く全体的状況の変化を踏まえ、大きくは、新しく始まった高等教育機関の「認証評価」の枠組みの中に位置づけて、実効性の高い方法を工夫していくことになると思われる。